

市の支援制度 と補助制度

建築物等耐震化促進事業(耐震診断費補助)

地震に強い安全な街づくりを目指し、中津川市では、建築後一定の期間を過ぎた木造建築物の耐震対策を支援しています。県に登録された「岐阜県木造住宅耐震相談士」に依頼して耐震診断を実施する市民に対し、市が診断費の3分の2(上限2万円)まで補助いたします。

対象となる建築物は...
昭和56年5月31日以前に着工された木造建築物で、階数が2以下の住宅、集合所等、個人医院併用住宅の場合は、延べ面積の過半が住宅の用に供されているもの
枠組壁工法・丸太組工法または大臣等特別な認定を受けた工法でないもの
賃貸住宅(共同・長屋住宅)は、診断について居住者の承諾を得ているもの



建築物等耐震化促進事業(耐震補強工事費補助)

市では、耐震補強工事を実施して木造建物の耐震性能を向上させ、大地震に対する備えをされる方を支援するために、耐震補強工事費補助制度を設けています。市の補助を受けて実施した耐震診断結果が「倒壊の恐れあり」とされた建物の耐震補強工事をその所有者が実施する際に、市が耐震補強工事費の10分の7(上限84万円)まで補助いたします。

対象となる建築物は...
中津川市の補助を受けて実施した耐震診断結果が、建物評点1又は2であった旧基準木造建築物
旧基準木造建築物とは、昭和56年5月31日以前に着工された木造建築物で、階数が2以下のものをいいます。
平成18年度制度拡充により、大規模地震が発生した際に地域住民の一時避難所となる集会所、クラブ、公会堂などの施設と災害時に怪我人などの治療やカウンセリングにあたる個人医院等も補助対象となっています。
平成18年度税制改正において、市の補助制度を活用して耐震改修をした場合、所得税の特別控除及び固定資産税の減額措置が受けられます。



問合せ先 中津川市役所 基盤整備部 建築住宅課建築係



軽可搬ポンプ・街頭消火器・消火栓ボックスの設置

災害時において、市民の皆様による初期消火に役立てるため、中津川地区においては、451箇所に街頭消火器（10型）の設置と、33地区に軽可搬ポンプを貸与しております。

山口・坂下・川上・加子母・付知・福岡・蛭川地区においては、消火栓近くにボックスを設置、消火用器具が配備されております。



街頭消火器



消火栓ボックス



防災備蓄倉庫の設置

災害時において必要となる資機材等を、分散的に配備するため、防災備蓄倉庫の設置を順次行っております。（アルミコンテナ）

平成18年3月31日現在

中津地区.....にぎわい広場・本町公園・駒場地区（中津分団第3部詰所内）・手賀野地区（小向井地区）・中津川市民病院・松田区公会堂

苗木地区.....苗木コミュニティセンター・苗木分団第1部詰所内・瀬戸（上地区）

坂本地区.....坂本コミュニティセンター・茄子川財団事務所・北部グランド

落合地区.....落合コミュニティセンター・10号区公会堂

阿木地区.....阿木コミュニティセンター・飯沼区（広場）

神坂地区.....神坂コミュニティセンター・神坂中学校

山口地区.....旧山口幼稚園跡地

坂下地区.....坂下浄化センター内

付知地区.....花街道付知道の駅裏広場敷地内

福岡地区.....福岡ふれあい文化センター駐車場



防災備蓄倉庫

主な資機材

バール・のこぎり・スコップ・斧・ハンマー・かけや・担架・救急セット・土のう袋など